

令和 6 年 2 月 会 議  
第 8 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和6年2月28日(水)

開催の場所 議会棟全員協議会室

#### 出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	金子美登里
議席番号2番	比留川賢次	議席番号10番	橋本久男
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	大塚秀一
議席番号4番	比留川義昭	議席番号12番	宇野政信
議席番号6番	内田直彌	議席番号13番	早川新市
議席番号7番	早川晴子	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号8番	木村寛		

#### 欠席委員

議席番号5番 山田誠一

#### 出席推進委員

第1地区担当	山田英毅	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	峯山健吾		

#### 欠席推進委員

傍聴人 0名

#### 提出した議案

議案第55号	非農地証明願事案
議案第56号	農用地利用集積計画決定事案
議案第57号	農用地利用配分計画案の作成に係る意見について
議案第58号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
議案第59号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

報告第 13 号	専決処分等について
議決事件及賛否の数	別紙記載のとおり
議 事 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	三 枝 利 行
総 括 副 主 幹	森 山 由起子
主 事	小 林 優

9時35分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）（挨拶）

ただ今より第8回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、5番 山田委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、13番 早川新市委員、1番 森山委員のご両名をお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました総会議案書、資料1、資料2、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に諸般の報告、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。19日、審議案件現地調査、市内一円において、第4班の委員が出席される予定でございます。同日、第9回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。28日、第9回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。

非農地証明2件1,364平方メートル、農用地利用集積計画決定13件23,327平方メートル、農用地利用配分計画案の作成に係る意見について1件1,293平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件、12,110.50平方メートル、法第3条届出1件 1,439平方メートル、法第5条届出3件 1,844平方メートル、法第6条農地所有適格法人の事業等の報告1件 16,844平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段



した。現地は第3班の代表の方から報告がありましたとおり、自宅の敷地として使用されており、農地への復元も難しいと認められました。よって、非農地証明書の発行に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。非農地証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決しました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく非農地証明願事案、整理番号2番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。非農地証明願事案、整理番号2番でございます。申請人は記載のとおりで、申請地は、XXXXXXXXXX、地目 畑、地積 657 m<sup>2</sup>でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。なお、配布をさせていただいております別添の資料2に現況写真を掲載しておりますので併せてご参照願います。申請地につきましては、平成5年5月に、申請人の夫の死亡による相続により、申請人が取得しており、申請人が居住を始めた60年前には、既に自宅敷地の一部として利用されていたとのことでございます。現況は宅地で、耕作された経過はなく、農地に復元することが困難な状態でございます。従いまして、神奈川県で定めております農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針に適合してございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告を願います。9番 金子委員

○9番（金子 美登里君）現地は、庭の敷地内で、梅の木や樹木が見えました。木や庭の舗装は10年以上前から感じました。そのため、第3班といたしましては、非農地証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補

足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）本件について地元委員として発言いたします。2月20日、現地確認を行いました。申請人は施設に入居しているため、家族に面会してまいりました。非農地となった経緯について、家族から聞いたところ、およそ50年前に、現地に自宅を立て、隣接地であった当該農地を庭として使用し管理していたとのことでした。現地は、第3班の方から報告がありましたとおり、自宅の敷地として使用されており、農地への復元も難しいと認められました。よって、非農地証明書の発行に問題はないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。非農地証明願事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決しました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第2号、議案第56号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたします。整理番号103番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号103番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は23,899.27平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目 畑、地積1,643平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願います。貸人は、250日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■■歳、自作の畑813平方メートル、利用集積による畑、23,086.27平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は 本人1名で、従事日数は300日でございます。以上により、農業

経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告願います。9番 金子 委員

○9番（金子 美登里君）現地の状況は、耕運状態で農地として適正に管理されてきました。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山 推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）2月20日、第3班の農業委員とともに現地確認をしたことを御報告させていただきます。現地の状況は先ほど第3班の代表委員が述べられたとおり、耕運状態で、農地として適正に管理されてきました。借人は園芸協会に加入し、レタス、トウモロコシ、キャベツ部会に加入し、熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを踏まえまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号103番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号104番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号104番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は10,948平方メートル、申出地は[REDACTED]、地目 畑、地積991平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、

設定初年は令和6年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。貸人は、200日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのごことでございます。借人の状況でございますが、年齢は■歳、自作の田 746平方メートル、自作の畑 9,211平方メートル、利用集積による畑、991平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は 本人、妻の2名で、従事日数は340日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告願います。9番 金子 委員

○9番（金子 美登里君） 現地の状況は、耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山 推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は先ほど第3班の代表委員が述べられたとおり、耕運状態で、農地として適正に管理がなされていることから、利用集積計画決定に妥当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号104番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案を審議いたしますが、整理番号105番、106番の2件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと



進委員

○第2地区(峯山 健吾君)現地の状況、先ほど第3班の代表委員が述べられたとおり、整理番号105番、106番、主にオリーブが栽培されていました。農地として適正に管理がなされていることから、利用集積計画決定に妥当と判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願い申し上げます。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号105番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号106番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案でございますが、整理番号107番、108番、109番の3件は申出人であります賃借人及び借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号107番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は43,930.35平方メートル、申出地は[REDACTED]地目 畑、地積938平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成30年、3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照

願います。貸人は50日農業従事しておりますが、管理が困難なため、引き続き貸し付けを行いたいとのことをございます。続きまして、総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号108番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED]、地目 畑、地積1,193平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号107番と同一でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。貸人は60日農業従事しておりますが、管理が困難なため、引き続き貸し付けを行いたいとのことをございます。続きまして、総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号109番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED]外3筆、地目 畑、地積合計3,964平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、設定初年は平成12年、9回目の権利設定でございます。利用権の設定期間、利用目的、都市計画区域等につきましては、整理番号108番と同一でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。賃貸人は100日農業従事しておりますが、管理が困難なため、引き続き貸し付けを行いたいとのことをございます。

この3件の賃借人及び借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、自作の田 4,114平方メートル、自作の畑 7,585.72平方メートル、樹園 6,229平方メートル、利用集積による畑26,001.63平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人、母、弟 の計3名で、従事日数は300日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告願います。9番 金子 委員

○9番（金子 美登里君）現地の状況は、整理番号107番、108番、109番すべて耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山 推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は、先ほど、3班の代表委員が述べられたとおり、

整理番号 107 番、108 番、109 番ともに耕運状態で農地として適正に管理されていました。借人は、園芸協会に加入し、キャベツ、ブロッコリー、トウモロコシ部会に加入し、                      
                    では、                    を務めています。熱心に農業に取り組んでおります。以上のことを踏まえまして、利用集積決定は妥当であると考えます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 107 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 108 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 109 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案でございますが、整理番号 110 番、111 番の 2 件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 110 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は 17,591.75 平方メートル、申出地は                    外 1 筆、地目 畑、地積合計 1,970 平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期



発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくをお願いします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 110 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 111 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案でございますが、整理番号 112 番、113 番の 2 件は申出人であります賃借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 112 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は 12,679 平方メートル、申出地は [REDACTED] 外 1 筆、地目 畑、地積合計 1,784 平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 30 年、3 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、300 日農業従事しておりますが、管理が困難なため、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。続きまして、総会議案書 28 ページ、29 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 113 番でございます。

申出人は記載のとおりでございます。申出地は [REDACTED]、地目 畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 112 番と同一でございます。場所につきましては、

29 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営しておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのこととございます。この2件の賃借人の状況でございますが、年齢は ■■■ 歳、自作の畑 1,979 平方メートル、利用集積による畑 10,700 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクターを保有しており、農業従事者は、本人1名で、従事日数は300日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第3班の代表の委員より報告願います。9番 金子 委員

○9番（金子 美登里君）現地の状況は、整理番号112番、113番ともに耕運状態で農地として適正に管理されておりました。第3班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第2地区 峯山 推進委員

○第2地区（峯山 健吾君）現地の状況は先ほど第3班の代表委員が述べられたとおり、整理番号112番、113番、主に耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。借人は、園芸協会に加入し、熱心に農業に取り組んでおり、レタス、ブロッコリー、トウモロコシ部会に加入し、■■■■■では、■■■■■を務めています。以上のことを踏まえまして、利用集積決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号112番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 113 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案でございますが、整理番号 114 番、115 番の 2 件は申出人であります賃借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 114 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 2,278 平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■外 8 筆、地目 畑、地積合計 5,542 平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 3 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。続きまして、総会議案書 32 ページ、33 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 115 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は■■■■■■■■■■外 1 筆、地目 畑、地積合計 495 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 114 番と同一でございます。場所につきましては、33 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。この 2 件の賃借人の状況でございますが、年齢は■■歳、利用集積による畑 2,278 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクターを保有しており、農業従事者は、本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 3 班の代表の委員より報告願います。9 番 金子 委員

○9 番（金子 美登里君）現地の状況は、整理番号 114 番、115 番ともに耕運状態で農地として適正に管理されていまして、第 3 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山 推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）現地の状況は先ほど第 3 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号 114 番、115 番ともに農地として適正に管理されておりました。

借人は、直売者会に加入し、熱心に営農されていることから、今回の利用集積決定は、妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 114 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 115 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第 3 号、議案第 57 号、農用地利用配分計画案 の作成に係る意見についてを議題といたします。整理番号 1 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 34 ページ、35 ページをご覧ください。農用地利用配分計画案の作成に係る意見について、整理番号 1 番でございます。利用権を設定する者は、記載の通りでございます。対象地は、XXXXXXXXXX 外 4 筆、登記地目 田、現況地目 畑、地積合計 1,293 平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの 3 年間でございます。

設定初年は、令和6年で、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。設定期間中は、神奈川県農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が管理及び耕作者を探す予定でございます。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条第2項により、神奈川県農業会議が、農地の利用配分を行うため、綾瀬市へ「農用地利用配分計画案の作成」を求めたことにより、同条第3項の規定に基づき、市より農業委員会へ「農用地利用配分計画案」の作成に係る意見について、求められたものでございます。なお、令和7年4月より、「農業経営基盤強化促進法」の改正に伴い、市町村による「農用地の利用権設定」ができなくなることから、神奈川県農業会議を通し、今回と同じ方式により、利用権設定を行っていく予定でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用配分計画案の作成に係る意見について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は「意見なし」として回答することに決定いたしました。

次に、日程第4号、議案第58号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案を議題といたします。整理番号18番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書36ページ、37ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号18番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外9筆、地目 田及び畑、地積合計7,471.38平方メートルでございます。内容といたしまして、租税特別措置法 第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和3年1月27日から令和6年2月28日まででございます。相続開始年月日は、令和2年5月16日で、今回が1回目の証明願でございます。場所につきましては、37ページから39ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人、母の2名で、従事日数は300日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。9番 金子 委員

○9番（金子 美登里君）現地の状況は、まず37ページは草刈後、次に38ページは耕運状態、次に39ページの■■■■は栗、■■■■外2筆はブロッコリー、ネギが作付けされていました。申請者は農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第3班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）地元委員としまして、現地を確認しましたが、きちっとですね、一応管理はされておりました。37ページは、田んぼなんですけれども、大分草も生えておりましたですね、その草刈りをして、取りあえず畑や田んぼになつてる状態でした。以上を持ちましてですね、引き続き農業経営の証明書を発行することにはですね、問題はないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）ちょっと確認したいんですけど、■■■■の現地は何を育てているかももう一度教えていただけますか。

○事務局（森山総括副主幹）現地は耕運状態になります。

○議長（古塩 貞夫君）■■■■、耕運状態ということになります。内田委員もいいんですね。

○6番（内田 直彌君）はい、大丈夫です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号18番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号19番について審議

いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 40 ページ、41 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願 事案、整理番号 19 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外 8 筆、登記地目山林及び田、現況地目畑、地積合計 4,639.12 平方メートルでございます。内容といたしましては、整理番号 18 番と同様でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 3 年 1 月 27 日から令和 6 年 2 月 28 日まででございます。相続開始年月日は、平成 11 年 5 月 29 日で、今回が 8 回目の証明願でございます。場所につきましては、41 ページ、42 ページの案内図をご参照願います。請人は、耕運機、トラクターを保有しており、農業従事者は 本人、妻の 2 名で、従事日数は 300 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。9 番 金子 委員

○9 番（金子 美登里君）現地の状況は、まず 41 ページは柿、梅、次に 42 ページの■■■■■■■■■■は人参、キャベツ、■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■は耕運状態■■■■■■■■■■はニンニク、玉ねぎ、ゴボウ、241 番 1 は長ネギが作付けされていまして。申請者は農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 3 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、適正に管理されて、草は何もないです。きれいに管理されております。その後の作付けということなんですけど、白のトウモロコシの作付けを計画してるということでございます。よって、許可妥当だと私は判断しましたので、お願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 19 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願ひ出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 5 号、議案第 59 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について を議題といたします。事務局より説明願ひます。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 43 ページをご覧ください。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてでございます。改正理由は、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証を行う必要があることから、所要の改定を行い、その承認を求めるものでございます。主な変更点につきましては、平成 29 年 11 月に策定した指針の目標年度が平成 36 年（令和 6 年）3 月で終了するため、農業委員会の長期的な目標として、新たに 10 年後の令和 16 年 3 月に目標年度を設定する必要があることから、現行に、改正後の農業経営基盤強化促進法を組み込み、所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり、承認することに決定されました。

次に、日程第 6 号、報告第 13 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願ひます。

○事務局長（浦山事務局長）日程第 6、報告第 13 号、専決処分等について御報告いたします。議案書の 49 ページをご覧ください。

それでは 1 の農地法第 3 条の 3 の規定による届出に係る事務処理でございます。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規定、第 8 条第 1 項第 1 号、及び同項第 10 号によりまして、事務局長より専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、ご報告をいたします。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出は、相続により農地の権利を取得した場合、その農地のある農業委員会にその旨を届出なければならないと、農地法に規定されており、今回、

届出があったものでございます。届出人、届出地につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、議案書の50ページをご覧ください。2の転用届に係る事務処理でございます。農地法第5条第1項第6号の規定による届出、整理番号43番から45番の3件でございます。転用の内容は、整理番号43番は、住宅敷地、44番は、駐車場、45番は、工場敷地となっております。地積合計は1844平方メートルでございます。

専決処分に付した日付につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案書51ページをご覧ください。

3の農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告についてでございます。農地所有適格法人は、農林水産省令で定めるところによりまして、毎年、事業の状況、その他省令で定める事項を農業委員会に報告書にしなければならないと規定されており、その提出があったものでございます。まず1の法人の概要につきましては、名称、株式会社プレミアムアグリ、経営面積は73,412.50平方メートル、綾瀬市、海老名市ほかで、耕作事業に供しております。常時従事者は代表者ほか2名、決裁権の数は1000株、議決権の割合は100%でございます。2の事業の種類等につきましては、露地野菜、水稻を生産しております。売上げは、令和5年の実績が7,307万63円。6年の見込みは7000万円でございます。3の利用権の設定に設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）今相続によって、農地を取得するという話をした場合、すぐに届出をするということなんですけど、幾日以内に届出をしなければいけないという、何か規定があるんですか。

○議長（古塩 貞夫君）はい、局長。

○事務局長（浦山事務局長）法的には直ちに、速やかにというようなことがございます。一般的な相続の手続き10か月とありますので過ぎて、速やかにというところで、多少幅広く見てはいますが。特にそこで拒否するものではございませんが、なるべく、遅滞なくです。届出をいただくよう、指導、ご案内をさせていただいています。

○3番（笠間 保一君）それはあれですか、きちっと討議が出来ていなくて揉めている場合なんかありますか。何年も引きずっちゃってると、そういう場合はどうするのですか。

○事務局長（浦山事務局長）いずれもやはり決定がしないことには、届出は出来ないんだと思いますが、その間にですね、農地の移動だとかありますとやはり、手続に支障が生じますので、その辺は速やかにやはり整えていただくとしか、言いようがないと思います。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

これもちまして、報告第13号専決処分等についてを終わります。以上もちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これもちまして、第8回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10時43分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員